

平成十五年文部科学省令第五十八号

独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八條第二項、第三十條第一項及び第二項第七号、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條、第三十四條第一項、第三十七條、第三十八條第一項及び第四項、第四十八條第一項並びに第五十條、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百三十三号)附則第九條並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する省令(平成十二年政令第三百十六号)第五條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令を次のように定める。(通則法第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日(各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十條第一項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六條の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他文部科学大臣が定める財産とする。(監査報告の作成)

第一条の二 機構に係る通則法第十九條第四項の規定により主務省令で定める事項については、この條の定めるところによる。  
2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。  
一 機構の役員及び職員  
二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者を前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ

のある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。  
4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。  
5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。  
一 監事の監査の方法及びその内容  
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見  
三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見  
四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実  
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由  
六 監査報告を作成した日(監事の調査の対象となる日)

第二条の三 機構に係る通則法第十九條第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国立高等専門学校機構法(以下「機構法」という。)及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。(業務方法書に記載すべき事項)  
第一条の四 機構に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。  
一 機構法第十二條第一項第一号に規定する国立高等専門学校の設定及び運営に関する事項  
二 機構法第十二條第一項第二号に規定する援助に関する事項  
三 機構法第十二條第三号に規定する教育研究活動に関する事項  
四 機構法第十二條第四号に規定する学習の機会の提供に関する事項  
五 業務委託の基準  
六 競争入札その他契約に関する基本的事項  
七 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(機構の最初の事業年度後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。  
2 機構は、通則法第三十條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。(中期計画記載事項)  
第三条 機構に係る通則法第三十條第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  
一 施設及び設備に関する計画  
二 人事に関する計画  
三 中期目標の期間を超える債務負担  
四 積立金の使途  
五 その他機構の業務の運営に関し必要な事項(年度計画の作成・変更に係る事項)  
第四条 機構に係る通則法第三十一條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。  
2 機構は、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。(業務実績等報告書)  
第五条 機構に係る通則法第三十二條第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の業務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

第一条の二 機構に係る通則法第十九條第四項の規定により主務省令で定める事項については、この條の定めるところによる。  
2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。  
一 機構の役員及び職員  
二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者を前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ

の中期計画の作成・変更に係る事項)  
第二条 機構は、通則法第三十條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、

中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(機構の最初の事業年度後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。  
2 機構は、通則法第三十條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。(中期計画記載事項)  
第三条 機構に係る通則法第三十條第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  
一 施設及び設備に関する計画  
二 人事に関する計画  
三 中期目標の期間を超える債務負担  
四 積立金の使途  
五 その他機構の業務の運営に関し必要な事項(年度計画の作成・変更に係る事項)  
第四条 機構に係る通則法第三十一條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。  
2 機構は、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。(業務実績等報告書)  
第五条 機構に係る通則法第三十二條第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の業務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

イ	中期計画及び年度計画の実施状況 ハ 当該事業年度における業務運営の状況 ニ 当該事業年度の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度に属する中期目標の期間における当該事業年度以前の年度の当該指標の数値 ロ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績については、機構が評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
ロ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
ロ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
ロ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
ロ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
ロ	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における見込まれる中期目標の期間における中期目標の期間に属する中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

<p>中期目標の期 間における業 務の実績及び 通則法第二十 九条第二項第 二号から第五 号までに掲げ る事項に係る 評価を行った 結果を明らかに する報告書</p>	<p>期間における毎年度の当該指標の数値 二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が通則法第二十九條第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
---	--

<p>2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 第六條及び第七條 削除 (会計の原則) 第八條 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四條第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十條並びに第十一條の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 (会計処理) 第九條 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に对应すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。 2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。</p>	<p>績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
--	---

<p>(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等) 第九條の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に对应する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に对应すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。 (譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引) 第九條の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六條の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。 (財務諸表) 第十條 機構に係る通則法第三十八條第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とす。 (事業報告書の作成) 第十條の二 機構に係る通則法第三十八條第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 機構の目的及び業務内容 二 国の政策における機構の位置付け及び役割 三 中期目標の概要 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五 中期計画及び年度計画の概要 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八 業績の適正な評価に資する情報 九 業務の成果及び当該業務に要した資源 十 予算及び決算の概要 十一 財務諸表の要約 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三 内部統制の運用状況 十四 機構に関する基礎的な情報</p>	<p>第九條の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に对应する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に对应すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。 (譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引) 第九條の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六條の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。 (財務諸表) 第十條 機構に係る通則法第三十八條第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とす。 (事業報告書の作成) 第十條の二 機構に係る通則法第三十八條第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 機構の目的及び業務内容 二 国の政策における機構の位置付け及び役割 三 中期目標の概要 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五 中期計画及び年度計画の概要 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八 業績の適正な評価に資する情報 九 業務の成果及び当該業務に要した資源 十 予算及び決算の概要 十一 財務諸表の要約 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三 内部統制の運用状況 十四 機構に関する基礎的な情報</p>
---	--

<p>(財務諸表等の閲覧期間) 第十一條 機構に係る通則法第三十八條第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。 (会計監査報告の作成) 第十一條の二 通則法第三十九條第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとして解してはならない。 一 機構の役員(監事を除く。)及び職員 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3 会計監査人は、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において</p>	<p>(財務諸表等の閲覧期間) 第十一條 機構に係る通則法第三十八條第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。 (会計監査報告の作成) 第十一條の二 通則法第三十九條第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとして解してはならない。 一 機構の役員(監事を除く。)及び職員 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3 会計監査人は、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において</p>
---	---

適正に表示していると認められる旨及び除外事項

- ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)

- 五 追記情報
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に關して必要な報告
七 会計監査報告を作成した日
四 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象
(短期借入金の認可の申請)
第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換への認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。

- 一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額
三 借入先
四 借入金の利率
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限
七 その他必要な事項
(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)
第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建

物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

- 第十四条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。
一 処分等に係る財産の内容及び評価額
二 処分等の条件
三 処分等の方法
四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由
(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

- 2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行つていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。
(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)
第十四条の三 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

- 第十五条 機構は、毎事業年度、機構法第五条第四項の規定により条件を付して出資された土地(土地の譲渡に関する報告)
第十六条 機構は、毎事業年度、機構法第五条第四項の規定により条件を付して出資された土地の全部又は一部の譲渡(事業年度末までの譲渡の予定を含む。以下同じ。)を行つたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を、当該譲渡を行つた事業年度の二月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。
一 譲渡を行つた土地の所在地及び面積
二 譲渡を行つた土地の帳簿価額及び譲渡価額
三 機構法第五条第四項の文部科学大臣が定める基準により算定した額
二 前項の報告書には、当該譲渡に関する契約書の写しその他の譲渡を証する書類を添付しなければならない。
機構は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
四 第二項の規定は、前項の報告書について準用する。
(資本金の減少対象額等の通知等)
第十六条 文部科学大臣は、機構法第五条第八項の規定により金額を定めたときは、次の各号に掲げる事項を機構に通知するとともに、第二号に掲げる事項を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下この条において「大学改革支援・学位授与機構」という。)に通知するものとする。
一 機構法第五条第八項の規定により定めた金額
二 機構が大学改革支援・学位授与機構に納付すべき金額
二 大学改革支援・学位授与機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、機構に対し、同項第二号の金額の納付を請求しなければならない。
機構は、前項の規定により請求があつたときは、当該請求があつた事業年度末までに、大学改革支援・学位授与機構に対し第一項第二号の金額を納付しなければならない。
四 機構は、機構法第五条第八項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。
五 文部科学大臣は、前項の報告があつた場合は、遅滞なく、その旨を財務大臣に報告するものとする。

十一 条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

附則 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 機構の成立の際の機構法附則第八條第二項の規定により機構に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九條第一項の指定があつたものとみなす。
(土地の譲渡に関する規定の準用)
第三条 第十五條の規定は、法附則第八條第三項の規定により条件を付して出資されたものとされた土地の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第十五條第一項第三号中「法第五條第四項」とあるのは「法附則第八條第三項」と読み替へるものとする。
(寄附金の経理)
第四条 機構法附則第九條の規定により機構に寄附されたものとされた委任経理金(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第七十七号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十七条の規定に基づき文部科学大臣から整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第七條の十三に規定する高等専門学校に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。)の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十六年文部科学省令第十五号)第一条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和三十三年文部省令第十四号)第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した使途に使用するものとして経理するものとする。

附則 (平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年一月二六日文部科学省令第二一号)
(積立金の処分に係る申請書の添付書類)
第十七条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令第二

十一 条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。
附則 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(土地の譲渡に関する報告)
第十六条 機構は、毎事業年度、機構法第五条第四項の規定により条件を付して出資された土地の全部又は一部の譲渡(事業年度末までの譲渡の予定を含む。以下同じ。)を行つたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を、当該譲渡を行つた事業年度の二月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。
一 譲渡を行つた土地の所在地及び面積
二 譲渡を行つた土地の帳簿価額及び譲渡価額
三 機構法第五条第四項の文部科学大臣が定める基準により算定した額
二 前項の報告書には、当該譲渡に関する契約書の写しその他の譲渡を証する書類を添付しなければならない。
機構は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
四 第二項の規定は、前項の報告書について準用する。
(資本金の減少対象額等の通知等)
第十六条 文部科学大臣は、機構法第五条第八項の規定により金額を定めたときは、次の各号に掲げる事項を機構に通知するとともに、第二号に掲げる事項を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下この条において「大学改革支援・学位授与機構」という。)に通知するものとする。
一 機構法第五条第八項の規定により定めた金額
二 機構が大学改革支援・学位授与機構に納付すべき金額
二 大学改革支援・学位授与機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、機構に対し、同項第二号の金額の納付を請求しなければならない。
機構は、前項の規定により請求があつたときは、当該請求があつた事業年度末までに、大学改革支援・学位授与機構に対し第一項第二号の金額を納付しなければならない。
四 機構は、機構法第五条第八項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。
五 文部科学大臣は、前項の報告があつた場合は、遅滞なく、その旨を財務大臣に報告するものとする。

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十七年三月三〇日 文部科学省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

2 通則法改正法附則第八条第一項の規定により

旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一から十一まで 略

十二 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第五条第一項

（業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令

の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から十七まで 略

十八 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条の二第三項

附 則（平成二十八年四月一日 文部科学省令第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一三日 文部科学省令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条

この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から十七まで 略

十八 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条及び第十条の二

附 則（令和四年三月三十一日 文部科学省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。